

鳥取県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	くれよん	鳥取市松並町二丁目160	平成24年11月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	くれよん	鳥取市松並町二丁目160	平成24年11月1日